

霧島市下水道事業経営戦略に関するQ&A

Q1. 全国の下水道事業の経営戦略策定状況を教えてください。

A1. 平成30年3月末現在、3,574事業のうち、63.9%の2,284事業が策定済みです。

また、11.0%の394事業が平成30年度に策定を予定しています。

Q2. 今後の整備予定を教えてください。

A2. 計画最終年度の2027（H39）年度までに、1,111ヘクタールの整備を完了する予定です。

平成30年3月末現在の整備面積は961.8ヘクタールですので、計画期間の10年間で約150ヘクタールを整備する予定です。

Q3. 条例上の使用料と実質的な使用料の違いは何ですか。

A3. 条例上の使用料とは、団体（事業）ごとに経営的な判断等を行い、基本料金や使用した水量ごとの単価を決定し条例で定めた料金のことです。一般的には使用量が多くなれば単価が高くなる料金体系となっています。

実質的な使用料とは、料金収入の合計金額を料金収入の基になる総水量で割ったもので、1立方メートル当たりなど単位当たり一律の単価を表すものですので、自団体の経営分析や他団体との比較に用いる指標とすることができます。

Q4. 一般会計繰入金のしくみを教えてください

A4. 地方公営企業は独立採算制が原則とされていますが、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てるのが困難であると認められる経費等については、一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールは毎年度「繰出基準」として総務省から通知されます。

霧島市では、この「繰出基準」に基づく「基準内の繰入金」のほか、「基準内の繰入金」を繰り入れてもなお不足する経費等を「基準外の繰入金」として繰り入れています。

Q5. 下水道使用料金は他団体と比較してどのくらいの水準にあるのですか。

A5. 公共下水道（国分・隼人）の20立方メートル当たりの料金を比較しますと、全国1,173団体の平均額は3,111円で、霧島市は低い方から90番目で、2,031円です。

Q6. 使用料の値上げが必要な理由は何ですか。

A6. 料金収入でまかなうこととされている下水道施設（処理場や管路など）の維持管理経費等は、公共下水道（国分・隼人）で1立方メートル当たり150円、特環下水道（牧園）で180円です。

一方、料金収入は公共下水道（国分・隼人）で102円、特環下水道（牧園）で98円ですので、この差額（不足分）を埋めるために値上げが必要です。

なお、現在は、この差額（不足分）を一般会計からの繰入金でまかっています。

Q7. 公共下水道（国分・隼人）と特環下水道（牧園）では、料金体系が異なります。料金を値上げする際にはどのようになるのですか。

A7. 2021（H33）年度の料金値上げの際に2つの料金を統一します。

Q8. 使用料の値上げについて、1立方メートル当たり公共下水道（国分・隼人）で102円、特環下水道（牧園）で98円を、段階的に150円に値上げするということは、10年後には「一律に」約1.5倍になるということですか。

A8. 使用料は、基本料金と使用した水量に応じた従量料金の合計で決定します。

今回の計画では、現行の使用料体系を基に試算しましたが、実際の改定幅につきましては、2021（H33）年度と2026（H38）年度の使用料見直し作業で、基本料金と従量料金の単価を検討した上でご案内しますので、現時点では、一律に約1.5倍になるかは未定です。

Q9. 類似団体とはどのような団体のことですか。

A9. 毎年度、人口規模や産業構造などに応じて市区町村等をグループ分け（類型区分）し、それらが類似する同じグループに属する団体のことです。

公共下水道事業では、全団体を政令市等とその他の一般市町村等に区分し、その他の一般市町村等は、処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数に応じて22類型に区分され、霧島市と同じグループの類似団体は61団体あります。

経費回収率や汚水処理原価などの経営分析を行う際に比較対象とする団体（グループ）です。